

ブータン領事出張サービスおよび在留邦人健康相談会実施のお知らせ

(ティンプー市、3月6日(月)午後～3月8日(水)午後)

在インド日本国大使館

当館は、ブータン在留邦人の皆様への便宜のため、2023年3月6日(月)午後、7日(火)午前・午後及び8日(水)午後に、JICA ブータン事務所の会議室をお借りして、詳細以下のとおり領事出張サービスを実施いたします。

また、今回は、在インド日本大使館の浅川医務官による健康相談会を、3月7日(火)午後と8日(水)午前・午後に、同じくJICA事務所のご協力を得て実施いたします。ブータンにおける健康維持にかかるご不安や質問に可能な限りお答えいたします。

是非この機会に、領事サービスならびに健康相談会を御利用ください。

1 日時	○<u>領事サービス</u>: 2023年3月6日(月)13:30～16:30、<u>7日(火)09:00～12:00／13:30～16:30</u>、<u>8日(水)13:30～16:30</u> ○<u>健康相談会</u>: ①個別相談 <u>3月7日(火)13:30～16:30</u>、<u>8日(水)13:30～16:30(予備)</u>、②医療講話 <u>3月8日(水)09:30～12:00</u>
2 場所	JICA ブータン事務所 (会議室)、ブータン王国ティンプー市 JICA Bhutan Office Level1, Royal Textile Academy (RTA) Chhubachhu, , Thimphu, BHUTAN 【会場の所在地に関するお問い合わせ先】 電話: (02)322-030 (JICA ブータン事務所 代表) JICA ホームページ: https://www.jica.go.jp/bhutan/office/index.html
3 実施業務	I. 領事サービス (1)在外選挙人証の申請、受領 海外に住んでいても、日本の国政選挙(衆議院及び参議院の比例代表選挙、衆議院小選挙区及び参議院選挙区の選挙、それらの補欠選

挙・再選挙)に投票出来ます。そのためには、あらかじめ「在外選挙人名簿」に登録申請し、「在外選挙人証」を取得する必要があります。申請には本人確認のために日本国旅券の提示が必要です。

(旅券が提示できない場合は、日本国又はブータン政府や地方公共団体が交付した顔写真付きの身分証明書(運転免許証、外国人登録証等)をお持ちください。)

なお、同居家族(日本国籍)による代理申請の場合、申請書のほか、申出書が必要となります。必要書類は次の外務省ホームページにて御確認ください。 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

在外選挙人証が大使館に届いた旨の連絡を受けていてまだ受領されていない方で、今回の出張サービス時の受領を希望される場合は、当館領事班まで御連絡ください。

(2)在留届、変更届及び帰国届の届出

外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在される全ての日本人の方は、旅券法により在留届の提出が義務づけられています。

また、在留届を提出済みの方で、在留届の記載事項(住所・携帯電話番号・メールアドレス等)に変更の生じた方は変更届、帰国予定の方は帰国届の提出が必要です。

在留届はインターネットでの届出が可能です。こちらを利用されますと、住所変更や帰国届もインターネットを利用した手続きが可能ですので、是非御利用ください。ORR ネット(インターネットによる在留届電子届出システム) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(3)旅券の申請、交付

旅券を申請される方は、旅券用顔写真1枚を貼り付けた記入済みの申請書を3月2日(木)必着で、当館領事班宛に EMS(国際スピード郵便)で送付願います。申請用紙は、インターネットでダウンロード可能です。必要事項を入力・印刷することで、手軽に旅券申請書の作成を行うことができます。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

一般旅券の交付時に手数料を徴収いたします。交付手数料は次のとおりです。

10年有効一般旅券:10,950ルピー、5年有効一般旅券:7,550ルピー(12歳未満:4,100ルピー)

(4)各種証明書の申請、交付(在留証明、出生証明、婚姻証明等)

証明書を申請される方は、記入済みの申請書を3月2日(木)必着で、当館領事班宛に EMS(国際スピード郵便)で送付願います。申請用紙は当館領事班宛に御請求ください。

交付時に手数料を徴収いたします。手数料は証明書によって額が異なります。詳しくは以下の当館ホームページを御覧いただくか、当館

領事班までお問い合わせください。

https://www.in.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Consular_fees.html

(5) 戸籍関係の届出、国籍関係の届出

出生届、婚姻届、認知届などの戸籍関係届出や国籍選択届、国籍取得届などの国籍関係届出が可能です。各届出に必要な書類は以下の外務省ホームページを御覧いただくか、当館領事班(末尾5参照)までお問い合わせください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/koseki/index.html>

(6) 日本の義務教育教科書の配布

事前に当館にお申し込み済みの方のみお受け取りができます。なお、お受け取りの際には、教科書配布対象のお子様の日本国旅券を御持参ください。

Ⅱ. 医務官健康相談会

在インド日本国大使館の浅川俊医務官(専門:総合内科)が出張し、ブータン在住の邦人の皆様の健康維持を目的とした相談・説明会を実施します。3月7日(火)と8日(水)に、次の二つの形態で実施いたしますので、ご希望に合わせてお選びください(両方参加も可能です。)

大使館医務官としての職務制限、ならびに海外における医療行為を行う資格を有しないため、今般の相談会において、診察・治療・薬処方等の医療行為は行えませんので、その点をご理解の上、ご参加をお願いいたします。

① 個別の健康相談(3月7日(火)13:30～16:30、8日(水)13:30～は、申し込み多数となった場合の予備日)

* 参加事前申し込み制:ご希望の方は、**3月2日(水)までに**、下記5.の大使館メールアドレス宛てに、件名を「3月7日個別健康相談希望」として、氏名(年齢)を明記の上、3月7日13:30～16:30の間、30分きざみで、希望時間をお書きください。7日はご都合がつかず、8に午後をご希望の場合は、そのことも明記してください。予約時間は先着順とし、折り返しメールでお知らせします。また、可能な限り、相談したい内容を簡単にお書きください。

② セミナー形式の医療講話・質疑応答((3月8日(水)09:30～12:00)

* 事前予約は不要です。

(注)会場の暖房が十分とならない可能性がありますので、暖かい服装でお越しください。

4 注意点	(1) 今回の出張サービスを利用される方は、<u>御希望日時を事前に当館領事班までお知らせください</u>。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、御来訪日時を調整させていただく場合がありますので、予め御了承ください。 (2) <u>各種申請書を事前に EMS(国際スピード郵便)で当館宛に送付した方は、その旨当館領事班までお知らせください</u>。 (3) 届出・申請・交付の方は、本人確認のため<u>日本国旅券</u>を御持参ください。 (なお、手続き等の理由で旅券がお手元にならない場合は、日本国又はブータン国政府や地方公共団体が交付した<u>顔写真付きの身分証明書(運転免許証、外国人登録証等)</u>を必ずお持ちください。) (4) 旅券、証明書の<u>手数料</u>は、当館ホームページ(https://www.in.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Consular_fees.html)にて確認いただけます。 <u>インド・ルピー現金のみの取り扱い</u>となります。お手数ですが、交付を受ける方は、<u>釣り銭が要らないよう</u>予め御用意ください。
5 お問い合わせ先	在インド日本国大使館 領事班 領事出張サービス担当 代表電話: +91-11-4610-4610 (内線 125) (電話受付時間 9:00~12:30, 14:00~17:00) FAX: +91-11-2688-5587 メールアドレス: jpemb-cons@nd.mofa.go.jp (件名に「ブータン出張領事サービス(氏名)」をご記入ください。 住所: 50-G Shantipath, Chanakyapuri, New Delhi 110021, INDIA 郵便物宛名: Embassy of Japan in India, Consular Section(領事班). 「領事出張サービス係」宛(この部分は、日本語で御記載ください)